

## 愛知県廃棄物処理施設審査会議 会議録

### 1 日時

平成29年3月21日（火）午前9時30分から午前11時30分まで

### 2 場所

愛知県本庁舎地下1階 第七会議室

### 3 出席者

#### (1) 構成員及び専門委員

青木委員、岡田委員、片山委員、田代委員、成瀬委員、二宮委員、山澤委員、  
水野専門委員

#### (2) 事務局

環境部：堀部資源循環推進監、加藤資源循環推進課長、武田主幹、永井課長補  
佐、中根主査、加納主任、高崎技師、浅井技師、山田技師

尾張県民事務所知多県民センター環境保全課：川島主査

西三河県民事務所廃棄物対策課：堀場課長補佐

#### (3) 申請者

オオブユニティ株式会社 藤崎氏他

### 4 傍聴者

3名

### 5 議事録

別添のとおり

愛知県廃棄物処理施設審査会議 議事録

【議事1】

座長の選任について

- 事務局から、資料1（愛知県廃棄物処理施設審査会議設置運営）の規定に基づき、資料2の名簿に示す構成員の互選により座長を選任すること、座長が座長代理を指名することを説明した。
- 構成員の互選により、青木委員が座長に選任された。また、青木座長が成瀬委員を座長代理に指名した。

【議事2】

オオブユニティ株式会社の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設設置許可申請について

- 申請の内容説明  
事務局から、資料3から5に基づき、説明した。
- 質疑応答  
(委員)  
焼却物には、特別管理産業廃棄物と普通の産業廃棄物がある。最終的に排出される灰は、特別管理産業廃棄物となるか普通の産業廃棄物となるかで処理の方法を変えたとのことだが、ごみの受入の際はどのように管理するのか。  
(事務局)  
受入の時点では、マニフェスト等で品目を確認して管理するが、焼却時は特別管理産業廃棄物か否かは区別しない。焼却後に生じる燃え殻及びダスト類が特別管理産業廃棄物となるか否かは、焼却物が特別管理産業廃棄物であるか否かではなく、生じた燃え殻等から有害物質の溶出等があるか否かによって決まる。  
(委員)  
そうであるとする、タイムリーな測定をしないと管理できないと思うが、現場でルーチンに簡易分析等するのか。  
(事業者)  
有害物質の溶出量基準及びダイオキシン類の含有量基準に係る全項目の測定は、年1回行っている。加えて、ダスト類については鉛の溶出が懸念されるため、鉛については3か月に1回測定し、特別管理産業廃棄物になるか否かを確認している。  
(委員)

それで管理可能であるのか。

(事務局)

管理方法について考え方を整理して、次回の会議でお示しする。なお、ダスト類については、排出前にキレート処理して排出するため、有害物質の溶出のおそれは低減されていると考えられる。

(委員)

生活環境影響調査書の大気質について、P. 4-59 の風配図と P. 4-72 の予測結果を比べると、北側に高濃度が出現するのが不思議である。理由はあるのか。

(事業者)

南風の出現頻度は約 5 % と少ないが、大気安定度の不安定の出現率が南風では約 58% あり、他の風向の平均 21% の 2 倍以上となっている。不安定のもとでは、大気の乱れが大きいため、煙源の近くで高濃度が発生することから、このような濃度分布になっている。

(委員)

今回の設置場所の近くに、東部知多クリーンセンターがある。稼働中であるか、建設中であるか。

(事務局)

建設中である。

(委員)

既存の施設は稼働しているか。

(事務局)

稼働している。

(委員)

今回の場合、大気質について東部知多クリーンセンターとの複合的な影響を考える必要があると思うが、どう考えているか。

(事務局)

現況の環境濃度は、環境基準に対し低いレベルにある。また、今回の事業者の施設による大気質への寄与率については、二酸化硫黄は 4.8%、二酸化窒素は 0.6%、浮遊粒子状物質は 0.4%、ダイオキシン類は 0.8% と低い値になると予測している。一方、風上に位置する東部知多クリーンセンターの環境影響評価の結果についても、二酸化硫黄 2.1%、二酸化窒素と浮遊粒子状物質は 0.1% 以下、ダイオキシン類は 0.3% と低い値になると予測されていることから、双方の影響を重ね合わせた場合も、影響は小さいと考える。

(委員)

長期平均的にはそうだと思うが、短期平均濃度の予測結果では、塩化水素が目標環境濃度に近くなっている。塩化水素の発生が問題とならないよう、ごみを燃やす際には、ごみの均質化・平準化を図るなど運用方法を考える必要があると思われる。

確認だが、近くには、高層住宅等はあるか。

(事業者)

最も近いところで、風下側の距離600mの地点に、13階建てのマンションがある。1階を3mと仮定すると、高さは39mとなる。それ以外にもあるが、距離が1200m以上離れており、最大着地濃度地点よりも遠い場所に立地している。

(委員)

高層階への影響について、軸上において排出高度による濃度の差がどれくらいあるのか、拡散計算式で確認いただきたい。なお、距離が最大着地濃度地点よりも遠い建物については、高さ方向の濃度勾配は小さいため問題ないと思う。

(事務局)

御指摘の点については、次回お示ししたい。

(委員)

一般廃棄物及び産業廃棄物への水銀の混入や、排ガス中の水銀のモニタリングについてはどう考えているか。

(事務局)

新設する焼却施設のごみ質は現況と変わらない予定であり、現況施設の排ガス中の水銀濃度の測定を3回実施したところであるため、次回、結果をとりまとめてお示しする。なお、今後、排ガス中の水銀については、大気汚染防止法の改正に伴い、平成30年頃から規制されることとなる。

(委員)

搬入されるごみへの水銀の混入に係るチェック体制についても伺いたい。

(事務局)

その点についても、次回併せてお示しする。

(委員)

別紙2-19-10によれば、いろいろなごみが供給される。何をどこから投入するか、わかりやすい鳥瞰図のようなものがあると良い。

別紙2-19-16、静止砂層面の記載はあるが、流動層高も大事な情報である。流動砂は、空気膨張する。流動層高と、各種投入口との位置関係を知りたい。

(事業者)

流動状態での砂の層高は、図中、炉が絞られている部分の上端付近となる。これに対して、廃油ノズルは、流動砂層中に位置する。汚泥及び廃液は、流動層高の直上付近で供給する。感染性産業廃棄物は、流動層高よりも上の2次空気吹き込み口付近から投入する。

(委員)

焼却炉の直上部にボイラの水管があり熱交換しているようだが、この部分の内壁は金属がむき出しか、耐火材を施工してあるか。

(事業者)

別紙2-19-15の右側の図において、燃焼ガスは、焼却炉の直上では上昇し、右側では下降する。左側のガスが上昇する部分は、ボイラ水管の表面に耐火材を施工して、排熱を押さえる構造としている。それに対して、右側の下降流の部分については、ボイラの水管がむき出しになっており、ここから積極的に熱を回収する設計で

ある。

(委員)

水蒸気の温度は何度か。

(事業者)

300℃である。

(委員)

水冷壁がむき出しであると、950℃は保たれないと思うが、燃焼ガスの滞留時間を計算した部分は、どこか。

(事業者)

耐火材を施工する直上部の容積だけで計算している。下降流の部分は計算には含まれていない。

(委員)

今回の事業場は、添付書類 20 によれば、河川堤防上にあるとのことである。両側を川に挟まれたところに立地しているため、洪水の影響が懸念されるが、どう対応するか。

(事業者)

事業場の東側には1級河川である境川の大きな堤防がある。西側は、五箇村川である。事業場は、それぞれの堤防をつないだところに立地している。15年前の東海豪雨の時、西側の東浦町のほうは水没したが、当社の工場のほうは全く被害がなかった。また、事業場内には地震による津波の浸水域になっている区域があり、2mほど浸水するおそれがあるが、当社の施設の中で水が滞留することはないと考えている。

(委員)

断面でみると、事業場は堤防よりも下なのか。

(事業者)

堤防の高さでつながっている。断面では台形になっている。

(委員)

別紙 2-11 以降に断面図が出てくるが、高さ FL はどこを基準面としているか。

(事務局)

別紙 2-11 の FL±0 の下に 12.6 と記載があり、これが海拔の高度である。つまり、海拔 12.6m を基準面としている。

(委員)

地形的に見ると、川と川に挟まれた砂州の部分であり、砂が卓越した地域であると推察される。周辺の写真をみると、周辺道路には傾斜や起伏がみられるが、これは軟らかい地盤の堤防にみられる特徴である。事業場は、長期間かけて沈降しているような場所に立地しているのではないか。五箇村川のほうが低くなっており、そちらに排水されるものと思うが、水への対策は慎重にしてほしい。

地震の際、液状化して地盤が沈降したところに津波が上がってきた場合、ごみピット等が水面よりも下にあると、ごみが流出してしまう。現状の設計において、水

が入ってきそうな場所は、水面よりも高いところにあるのか、確認していただきたい。

また、振動の予測式によると、固い地盤を想定されているようである。地形からみると、計画地は固い地盤ではないと思うので、現状の地盤に合った予測式になっているのか確認していただきたい。

さらに、ごみの処理量が増えることから、建屋の規模は、既存のものよりも大きくなると思うが、どれくらい大きくなるか。

(事務局)

まず一点目については、地盤沈下や液状化の影響を踏まえて、地震や津波による影響と対策を整理して次回お示しする。

また、二点目の振動予測式の地盤想定、三点目の建物規模についても、確認の上、次回お示しする。

(委員)

産業廃棄物と一般廃棄物では処理量が異なっている。また、処理に伴い生ずる燃え殻等の処理方法が、一般廃棄物では「自家処分」であるのに対し、産業廃棄物は「委託処分」とされている。今回は、どちらで運用されるのか。

(事務局)

基本的には、一般廃棄物と産業廃棄物は、同時に焼却することを想定しているため、燃え殻等は一般廃棄物と産業廃棄物の混合物となる。このため、これらを処分する場合は、一般廃棄物と産業廃棄物の両方の許可を有している処分場で処理する必要がある。

(委員)

一般廃棄物では 100t/日とあるが、産業廃棄物では 130t/日となっている。実際にはどちらで運転されるのか。発熱量の違いによって焼却できる量も違ってくるが、そのあたりどのように理解したら良いのか。

(事務局)

処理能力は、それぞれ想定するごみ質で限界まで焼却した場合の能力である。

(事業者)

一般廃棄物が占める割合は非常に少なく、約5%程度であり、産業廃棄物を主体に焼却する。燃え殻等は、一般廃棄物と産業廃棄物の両方の許可を有する処分場へ委託処理する。また、当社が設置している最終処分場も、一般廃棄物と産業廃棄物の両方の許可を得ているため、当社でも受け入れ可能である。

申請書中の燃え殻等の処分先の記載について、一般廃棄物では自家処理、産業廃棄物では委託処理と異なる記載をしているが、整理して、実態に合う表現にさせていただきたい。

(委員)

環境対策や、住民に対するいろいろな影響は、一般廃棄物と産業廃棄物では変わらないという理解か。それとも、影響の大きいほうに合わせるということか。

(事務局)

生活環境影響評価については、産業廃棄物のほうが排ガス量等の影響が大きい  
ため、産業廃棄物のデータにより予測評価している。

(委員)

ボイラーの運転としては、必ずしも処理量が多ければ良いというわけではない。  
ボイラーの性能にとっての最適値はどちらになるのか。運用する際の空気量などは、  
どちらを基準にするのか。それによって、NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>、ダイオキシン類等の排出が多  
少変動する可能性があるのではないか。

(事業者)

先ほど御説明したとおり、主は産業廃棄物であるので、それを前提としてみてい  
ただきたい。

(委員)

産業廃棄物を基準に運用されるのであれば、それで良いと思う。

ボイラー中のダイオキシン類の対策として 800℃との説明であったが、設計は  
950℃となっている。950℃の方が良いと思うが、今回の基準としては 800℃との理  
解で良いか。

(事務局)

廃棄物処理法上の構造基準は、800℃である。

(委員)

触媒反応塔があるが、この目的は何であるか。

(事務局)

別紙3において、排ガスの処理方法を記載している。この5項目目のダイオキシ  
ン類対策を御覧いただくと、「バグフィルタの後ろに、ダイオキシン類を分解する  
触媒反応塔を設置し、ダイオキシン類を分解する。触媒反応塔には、ダイオキシン  
類を分解する触媒が充填されており、触媒は活性体の酸化バナジウムとし、酸化チ  
タンを担体として構成されている。触媒はハニカム構造となっており、排ガスが通  
過する間に触媒の酸化作用によってダイオキシン類が分解されて無害化する」と記  
載されている。これを目的として設置するものである。

(委員)

触媒反応塔は、ダイオキシン類を分解するためのものであり、NO<sub>x</sub> を低減するこ  
とは考えていない、ということか。

(事業者)

今回の触媒反応塔の設備は、ダイオキシン類の低減に特化したものである。NO<sub>x</sub>  
については、基本的には焼却側の運用で低減することとしている。

(委員)

今回の焼却炉メーカーが設置した、産業廃棄物に係る焼却炉の実績はどの程度あ  
るか。特に、処理量の約 10%を占める感染性産業廃棄物は燃焼管理が難しいと思う。  
感染性産業廃棄物を焼却している内部循環式の流動床炉の実績があれば教えてい  
ただきたい。

(事務局)

今回の焼却炉メーカーの、流動床で産業廃棄物を焼却する炉については、全国に実績があることを確認している。感染性産業廃棄物を焼却する炉、あるいは内部循環式の流動床炉の稼働実績については、確認の上、次回お示しする。

(委員)

生活環境影響調査書 P. 4-94 の表 4-2-4 をみると、夜間の騒音が、若干規制基準を上回っているようである。特に、夜間の騒音はクレームが出る可能性が高いと思うが、良いのか。

(事務局)

表 4-2-4 の測定結果は、敷地境界の塀の内側で測定した値である。この数値からは、規制基準をオーバーしているかクリアしているかは不明である。

(委員)

塀の外では測定していないか。

(事務局)

事業者を確認したところ、塀の外側で行っている現況の騒音については、昼間の測定は3月に1回、1日通しての測定は年に1回実施しており、いずれも基準適合とのことである。

(委員)

表現を検討したほうが良いのではないか。

(事務局)

検討することとする。

(委員)

ダイオキシン類について、生活環境影響調査書 P. 2-13 では、水の排出はないことから水質のダイオキシン類は項目として選定しないとされている。項目選定する必要はないかもしれないが、焼却施設はダイオキシン類を排出するおそれのある設備であるから、測定はしたほうが良いのではないか。

(事務局)

事業者を確認したところ、排水の現況水質については、ダイオキシン類を測定しており、今後も測定をしていくということであった。

(委員)

データがあるのであれば、良い。

(委員)

法令上、熱しゃく減量は焼却灰で10%であったと思う。流動床は、主灰が少なく、熱しゃく減量が低くなる。感染性産業廃棄物は70%程度がプラスチックと思うが、飛灰として煤がたくさん生じて、壁に付着してトラブルになることがある。飛灰として、煤、つまり高濃度の炭素が入ってきた場合も、飛灰の熱しゃく減量は10%を超えてもかまわないのか。

(事務局)

廃棄物処理法上は、焼却施設の維持管理基準に、焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却することと規定されている。基準上、焼却灰とばいじんとい

う用語が用いられており、焼却灰は燃え殻のみを指す。飛灰はばいじんである。このため、基準上は、燃え殻にのみ10%という基準が適用される。

(委員)

ばいじんには熱しゃく減量の基準がかからず、炭素が多量に入っているにもかかわらず、構わないという理解で良いか。

(事務局)

基準上は、そのとおりである。

(委員)

燃え殻から回収した金属は、焼却灰という定義の中に含まれるのか。金属回収の中にカーボンが混入する可能性があるが、熱しゃく減量の基準は適用されるのか。

(事務局)

出てきたもの総体としては、燃え殻である。

(委員)

そこで分離した不純物に入っているカーボン類は、燃え殻であるか。熱しゃく減量が10%を超えてはいけないということか。

(事務局)

炉の下部から排出された物は、燃え殻となる。燃え殻については、熱しゃく減量10%以下という基準が適用される。

(委員)

それを再度、炉の中に戻すのは良いか。

(事務局)

法律上は可能であるが、そういった運用をするかどうかは事業者次第である。

(委員)

この点については、実績等で説明していただきたい。

(事務局)

燃え殻中の未燃分のカーボンの取り扱いについて、次回お示しする。

(委員)

本質ではないが、廃棄物運搬車両の走行に関して、大気質と騒音と振動の3項目で交通量が1%であるから影響が軽微だとしているが、大型車であるから、一般小型車よりもパワーレベルは高いはずである。それを単に交通量で比較しては、重みが全く違うので、修正をしていただきたい。

(事務局)

御指摘のとおり、増加するのは大型車84台であり、一方で交通量の大部分は一般小型車である。大型車であることを踏まえた場合の影響について、整理してお示しする。

(座長)

御意見・御質問がある場合は、後日、事務局へ御提出いただきたい。議事2については、これで終了とする。

**【議事3】**

その他

- 事務局から、追加の議事はない旨を説明した。